

## 議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年12月10日(金曜日) 午後3時45分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)

議第85号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第86号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第87号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

※請願事件審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第4号 沖繩戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第88号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第89号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第90号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第91号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第92号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 9 議第93号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋上部工工事に係る請負契約の一部変更について

日程第10 議第94号 町道路線の認定について

※発議案件の審議及び採決

日程第11 発議第14号 遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第12 発議第15号 まちづくり政策提言の提出について

日程第13 発議第16号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1 番	本 間 知 広 君	2 番	那 須 正 幸 君
3 番	佐 藤 俊 太 郎 君	4 番	佐 藤 光 保 君
5 番	齋 藤 武 君	6 番	松 永 裕 美 君
7 番	菅 原 和 幸 君	8 番	赤 塚 英 一 君
9 番	阿 部 満 吉 君	10 番	高 橋 冠 治 君
11 番	斎 藤 弥 志 夫 君	12 番	土 門 治 明 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	中 川 三 彦 君	企 画 課 長	佐 藤 光 弥 君
産 業 課 長 兼	渡 会 和 裕 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
農 委 事 務 局 長	池 田 久 君	町 民 課 長	後 藤 夕 貴 君
健 康 福 祉 課 長	館 内 ひ ろ み 君	教 育 課 長	那 須 栄 一 君
会 計 管 理 者 会	菅 原 三 恵 子 君	農 業 委 員 会 会 長	伊 原 ひ と み 君
教 育 委 員 会		代 理	
教 育 課 長		代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君
選 挙 管 理 委 員 会	石 垣 ヒ ロ 子 君		
委 員 長			

☆

出 席 し た 事 務 局 職 員

事務局長 高 橋 善 之 議事係長 東海林 エ リ 主 任 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時45分）

議 長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、佐藤充農業委員会会長が所用により欠席のため、伊原ひとみ会長代理が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

審査に入る前に、9番、阿部満吉議員より、12月8日の一般質問の中で特定の建設社社名を発言したため、「特定の建設社社名」を「大手建設社社名」へ訂正の申出がありましたので、遊佐町議会会議規則第64条の規定に基づき、許可したので、報告します。

それでは、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第4号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願について、総務厚生常任委員会、那須正幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（那須正幸君）

令和3年12月10日

遊佐町議会

議 長 土 門 治 明 殿

総務厚生常任委員会

委員長 那 須 正 幸

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記のとおり決定したので、遊佐町議会会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第4号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願

2. 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、不採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

令和3年12月9日

以上であります。

議長（土門治明君） それでは、請願第4号について質疑に入ります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 那須委員長にお尋ねします。

まず第1点目は、不採択の理由です。

2つ目、採決の状況、各委員の賛否についてもお願いします。

3つ目、審議の中で元年度戦没者追悼式における遊佐中生の感想文の話は出たのか。

この3点についてお願いします。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

総務厚生常任委員会委員長（那須正幸君） それでは、ただいまの佐藤光保議員の質問に対する答弁をさせていただきます。

初めに、不採択の理由ということでありましたので、申し上げます。請願には、採取した土砂の埋立て場所と利用用途の具体的な計画数値の明記がないこと。請願項目の2は、請願件名の意図と離れており、目的と文章の内容が一致しないこと。当初計画にあった沖縄県外からの土砂の搬入は、沖縄県土砂搬入規制条例により、外来性植物の侵入を防止するための県条例が適用されており、事業の認可権が沖縄県知事にあることから、請願提出先が不適切であることであります。

2つ目の、採決の状況について申し述べます。採決は委員会室で行われました。請願朗読後、討論に入りました。委員会1人ずつよりそれぞれのご意見をいただきました。そして、採決をいたしまして、委員全員の不同意により不採決となりましたので、報告いたします。

それから、3つ目の元年度の戦没者追悼式の感想は出たのかというお話でしたが、激戦区になった沖縄戦の中で貴い命、24万1,593名の氏名が刻まれたその公園内の平和の礎でありました。その中で、多くの人々の遺骨が土と化した土砂を埋立てにということは、皆さん内容を把握しまして、それには深く哀悼の意を持ったところであります。ただ、その中学校の今光保委員が言われました感想につきましては、話には上がりましたので、報告いたします。

以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） どうもありがとうございました。最初の不採択の理由、ここのところをもう少しゆっくり述べてもらえませんか。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

総務厚生常任委員会委員長（那須正幸君） 申し上げます。

請願には、採取した土砂の埋立て場所と利用用途の具体的な計画数値の明確がなかったこと。それから、請願項目の2は請願件名の意図と離れており、目的と文章の内容が一致しなかったこと。それから、計画当初にあった沖縄県外からの土砂の搬入は、沖縄県土砂搬入規制条例により、外来性植物の侵入を防止するための県条例が適用されており、事業の認可権が沖縄県知事にあることから、請願提出先が不適切であったことであります。

以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。3問目ですので、これでまとめてください。

4 番（佐藤光保君） 理由の1番目は分かったのですが、2番目に出た件名とその意図が離れているところと、あとそれから……2番目のその件名と意図が離れているという、そういう意味と、3番目のことをもう一度おっしゃってください。よく理解できませんでしたので。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

総務厚生常任委員会委員長（那須正幸君） 2番目の、意図が離れているところでありました。これは、件名、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願書でありました。その中で、請願項目の2が、日本で唯一住民を巻き込んだ熾烈な地上戦であった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集に関する法律により、日本政府は遺骨を収集し遺族のもとに返すこととありましたので、本文の意図と離れているということでご意見がありましたので、述べさせていただきます。

それから、3つ目は、当初計画にあった沖縄県外から土砂の搬入は沖縄県土砂搬入規制条例により外来性植物の侵入を防止するための県条例が適用されており、事業の認可権が沖縄県知事にあることから請願提出先が不適切であるということでありましたので、述べさせていただきます。

以上です。

議 長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

5番、齋藤武議員。賛成の討論ですか。

5 番（齋藤 武君） 賛成討論です。

議 長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。賛成の討論ですか、反対の討論ですか。

4 番（佐藤光保君） 反対の討論です。

議 長（土門治明君） 委員長報告に対して賛成の討論ですか、反対の討論ですか。

（「反対です」の声あり）

議 長（土門治明君） 齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 事前に事務局からお聞きしたのは、請願に対する賛否を問うというふうにお聞きしていたので、今の話であれば請願そのものに対する賛成討論、あるいは反対討論ということになるかと思えます。委員長報告に対してではなく、そこら辺ちょっと確認をお願いします。

議 長（土門治明君） 今の説明は、採決の場合だけだということですので。今の討論については、委員長報告に対して反対の討論か、賛成の討論かということですので。

5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） そうしますと、請願そのものに対する討論の場というのはあるのでしょうか。そこをちょっと確認したいと思えます。

議 長（土門治明君） そのものというよりは、委員長報告に対する討論でございますので。

5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 委員長報告に対する賛成討論か反対討論かということであれば、反対討論を行い

ます。

(「議長、動議。休憩」の声あり)

議長(土門治明君) 暫時休憩いたします。

(午後3時58分)

休

憩

議長(土門治明君) それでは、会議を再開いたします。

(午後3時59分)

議長(土門治明君) 5番、齋藤議員も委員長報告に対して反対ということでございましたので、両名の、2名の議員が反対討論を行うということになります。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、ただいま申出のあった2名で行います。

それでは、委員長報告に反対の討論を許可いたします。

5番、齋藤武議員。

5番(齋藤 武君) ただいまの委員長報告に対し、反対の立場から討論を行います。言い換えれば、請願の趣旨については賛成ということであると思います。

まず最初に、全国の地方議会における同じ趣旨の請願に基づくもの、あるいは請願の有無は不明でも同趣旨の意見書の採決の状況を申し述べます。報道やそれぞれの議会の広報紙などを通して私が確認できた数字では、これまで全国で少なくとも133の地方自治体の議会で可決されています。このうち沖縄県内が26、沖縄県外が107となっています。代表的なところでは、沖縄県議会、福岡市議会、大阪市議会、奈良県議会、長野市議会、石川県金沢市議会、北海道旭川市議会などであり、ただいま具体名を挙げたこれら県議会や市議会では全て全会一致で可決されています。また、近隣市町村では、庄内町、三川町、上山市、にかほ市で可決されており、このうち庄内町とにかほ市は全会一致で可決されています。最終的にどの程度の数の地方自治体で可決されるのかは分かりませんが、大多数とは言えないものの、大阪市のような大きな規模の自治体も含まれており、現状でも一定数の地方議会で可決されていることが分かります。

さて、私は良心に従って全国の地方議会の採決状況も参考に請願を検討した結果、この請願は基地問題という世俗的なこと以上に、今を生きる我々が死者とどのように向き合うのかを問うているのではないかと思ひ至りました。私たちが今ここにいられるのは無数の死者のおかげです。死者をないがしろにするようなことはあってはなりません。折しも今年が太平洋戦争開始から80年目の年に当たります。請願文書表によれば、沖縄守備隊として遊佐町からも27名が出兵したとされています。全員、あるいはほとんどが帰らぬ人となり、また遺骨すら戻ってきていないと思われまふ。27名ともなると、この議場内で知らぬままに血がつながっている人がいても何ら不思議ではありません。

また、この請願を検討するに当たって、例年なら遊佐町戦没者追悼式で真剣なまなざしで平和の作文を読み上げる中学生のことも思い起こしました。彼ら、彼女らは、修学旅行で沖縄の戦跡に赴き、恐らく我

々以上に死者と対話をしています。その心の体験に基づく文章だからこそ、私たちの心を打つのだと思います。

そして、私自身の保守の思想として、沖縄戦でアメリカを敵として戦い命を落とした軍人、軍属、さらには多くの民間人の遺骨を含む可能性のある土砂をアメリカ軍機の基地に供することは、彼らを2度殺すことになり、肯定することはできません。このことは請願の提出者とは異なる考えかもしれませんが、あえて申し述べます。

冒頭で全国の地方議会の採決状況を紹介しましたが、かなり興味深い結果が出ていると思います。大阪市のある自治体では、自民党系の会派が意見書案を提出し、それに最大会派の大阪維新の会、さらには公明党、共産党が賛同して全会一致で可決されました。もちろん多くの否決議会はありますが、大ざっぱに申し上げれば、基地問題であり地方議会になじまないと捉えるのか、あるいは死者への尊厳という人道問題として把握するのかが賛否が分かれるのではないかと推察します。

私は、この請願は、可決した地方議会の多くが恐らくそうであるように、党派の枠を離れ、それぞれが自らの良心に従って判断すべきテーマであると考えます。どうか虚心坦懐に、我が事として想像力を働かせてみてください。青い海と白い砂浜の常夏のリゾート地のような沖縄、一皮むくと苦悩があふれています。その苦悩に少しでも思いを寄せることが最終的には国益にもかなうことになるのだと思います。

議員各位の自由な立場からの判断を期待し、討論を終わります。

議長（土門治明君） 続いて、委員長報告に反対の討論を許可いたします。

4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） それでは、反対の討論をいたします。

先ほどの那須委員長との質疑の中であった設置の場所、量とかが不記載というか、不明であるというふうなことについては、直ちに答えるものは持ち合わせておりません。それから、件名と意図が離れているというようなことについても、これは請願者の意図ですから、請願者の述べることでですから、私はこれに対しては返すべき言葉がありません。あと、県条例云々、規制が云々とか、そういうことがありますが、それもその細かいところまでは私はそういったものを持ち合わせているわけではありませんので、それはお答えできません。それを申し上げた上で反対討論を述べます。

まず、今齋藤武議員からも述べられた部分がありますが、私は他市町の状況をまず申し上げたいと思います。この近隣です。庄内町では、全会一致で採択となっております。三川は多数決で採択。酒田は同じような内容が2件出まして、15日委員会付議と、審議という予定になっています。鶴岡については、6月に出たのですが、不採択になりまして、この12月に新規に別の、これは若者グループ、PITOPPEというところですが、これが申請するというふう聞いております。以上が他市町の状況でございます。

それで、私は反対討論の中で何としても申し上げなければならないのは、これは戦没者の遺骨の尊厳の問題であるということであります。言わば死者の人権であります。亡くなった人にも家族に戻される権利、それから手厚く弔われる権利、これはあると、そういうふう考える学者もおります。それで、私はこの際ですから言わせてもらうのですが、実は今酒田捕虜収容所について学ぶ機会がありまして、あるグループと一緒に勉強しております。酒田に終戦の44年の年から、1年に満たないくらいですが、捕虜の収容所がありました。今の、初孫と言えればいいのかな、昔の温泉施設のあったところですが、酒田の町なかの。そ

ここで学ぶ中で、これは捕虜を中心とした、そういう資料を見る機会が主になるわけですが、何といたっても感じるのは戦没者に対する尊敬の念が日本はあまりにも低過ぎるということです。例えばアメリカなんかはベトナム戦争のとき、よく覚えています、もう遺体は最後まで探すと。もし焼けたり何なりしたときはもう骨まで探してDNA鑑定にかけるといことが話題になったことがあります。ところが、それに比べると、日本の場合は、あとは野となれ山となれという言葉がありますが、まさしくそういう状態です。これはもう南方に限らず、北方、シベリアでもそうですし、これが沖縄でもこのようなこと、似たようなことが行われようとしておるのが今回の請願の趣旨だと思います。

それで、私の個人的なことを申し上げますが、実は私の父は大正12年生まれで、もう2002年に78歳くらいで亡くなっていますが、終戦が沖縄でした。それで、私が小さいとき戦争の話をよくするものでした。それで、ところがおかしなことを言うのです。最初にその戦争に出かけたのは満州義勇軍とか、そういった名前がある頃の話で、満州だったのです。それで、中国で言わばやんちゃな、そういったことをしたというような話は酔うと言うものでした。中国人に対する侮蔑的な言い方も含めてです。ところが、あるとき1度だけ沖縄のことを、そう言われるまで私は除隊が沖縄だったということを知らなかったのですよね。満州から帰ってきたものだとばかり思っていました。実は除隊は沖縄だったということを聞かされました。それで、そのときの話で、もう本当1回だけ、一晩そのときだけだったと思うのですが、いや、もう食うものがなくて、靴とかベルトとか煮て、ゆでてという話を聞きました。そういうものを煮て、ゆでたのだから、多分口に入れたのだと思います。それ1回だけです。あとはもう全然父は、中国の話をするとはあっても、沖縄の話をすることはありませんでした。今こういった場所に立って、その立つ機会を得て本当しみじみ思うのですが、私も小さかったですから詳しく聞けなかったわけですが、あのとき父にもっと詳しく聞いていれば今回のこの請願と少し関連のある話もできたのかなと大変残念に思っております。これは過ぎてしまったことですから、しょうがありません。

終わりに、今回のそういう遺骨発掘を行っている方を沖縄ではガマフヤーと言います。片仮名で書きます。ガマは、要するに中学生の感想文のあれにも出てきた洞窟です。そこを掘る、そういった掘る作業をしている人をガマフヤーというふうに沖縄では言います。この中心になっている方が具志堅隆松さんという方なのですが、この方のお話を紹介したいと思います。今年の4月には、DNA鑑定で6例目の身元を確認できたという報告です。やっぱり今はDNA鑑定をやるので、DNA鑑定というのはこれは、請願書の中にもあったと思うのですが、戦没者の遺骨の収集に関する法律という、16年に超党派でできたこの法律に基づき、国の責任で鑑定するものなのです。これによって6例目が身元が明らかになって、その遺族のもとに返すことができたということの話が出ています。そして、具志堅さんの話は、風化遺骨は、遺骨どうしても骨のままでの、骨の状態に残るといのはだんだん数少なくなっていて、風化してしまっているわけです。風化遺骨は現場安置して、そこを祈りの場にしてほしいということを言っています。戦没者に対する祈りと未来の子供たちの平和を考える場、学習の場にしてほしいというのが具志堅さんのお言葉です。なぜかという、そういう風化したそういった骨がだんだん土になっているところは、そこは墓なのだ、お墓として見るべきですというふうに言っています。墓を暴いて、その土を埋立てに使う、そんな国がありますか、これは沖縄だけの問題ではない、全国的に考える問題なのではないというのが具志堅さんのお話でした。



以上を述べまして反対討論といたします。皆さんの賢明なる採決をよろしくお願いいたします。

議長（土門治明君） 以上で討論を終了いたします。

これより、請願第4号 沖繩戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願についてを採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。挙手しない者は、採択に賛成しないものとみなします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長報告は不採択であります。請願第4号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手少数です。

よって、請願第4号はこれを不採択とすることに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第88号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第88号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第89号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第89号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第90号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第90号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第91号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第91号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第92号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第92号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、補正予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計補正予算3件について、補正予算審査特別委員会、那須正幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（那須正幸君）

令和3年12月10日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 那須正幸

#### 審 査 結 果 報 告 書

令和3年12月8日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

#### 記

##### 1. 審査を付託された事件

議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）

議第85号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第87号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

##### 2. 審査の結果及び意見

令和3年度遊佐町一般会計補正予算ほか、3件の特別会計補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なもの認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

##### 3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。以上であります。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま各会計4件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第85号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第85号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第86号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第86号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第87号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第87号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第9、議第93号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋上部工工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) この第93号、広畑橋に関しましては、下部工のところから上流部1回、下流部の橋脚それぞれ1回ずつの増工の補正がなされております。今回のこの増工の理由をお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

当初発注しておりました工事の内容に大きな変更があったわけではなく、今回は高欄の増工でございます。以前、当初の段階で菅原議員でしょうか、ご質問いただいております。そのとき、変更があるのかというようなご質問でございました。そのとき、私の答弁でございますけれども、上部工の桁製作、そして架設の工事早まりまして、工期に余裕が生じた場合は、そして予算も若干余裕ございましたので、当事業の早期完成を図るため、高欄の増工をしたいということでご答弁差し上げておりました。現場につきましては、架設工事の現場の見学、ご案内差し上げたとおり、桁製作、そして架設工事も順調に進捗してござい

ます。また、増工に伴います国からの交付金、増工分でございますけれども、内示もいただいております状態でございます。ということで、当事業の早期完成を図りたいということで高欄部分の増工の変更という内容でございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 期間の余裕と、それから予算的な余裕が出てきたので、さらに完成に近い形にするということで、そういう説明でございました。これで完成というわけですか。いわゆる工期の延長はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

工期の変更はございません。当初契約どおり、工期内での増工工事、完了させたいということで、工期の変更はございません。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。3問目です。

9番（阿部満吉君） 今後ともいわゆる橋梁の長寿命化につきましては工事が行われるかと思えます。そのときもこのような小出しの予算ではまずいと思えますので、工事というか、事業を目指すときには最初から完成を目指した予算の組み方、いわゆるその工事期間の組み方ということのをこれからも踏襲できるような形でお願いできればありがたいというふうに思います。その辺は今後の課題となりますが、その辺の内容については担当課で論議されているのでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

今回の上部工の工事につきましても、当初は桁製作に併せまして高欄工事も実施したいということで、高欄工事の部分も含めた予算の準備をさせていただきました。ただ、積算の段階で工程組みますと、桁製作が6か月、架設、橋を架ける工程が2か月、8か月ということで、年度内で高欄までの工事ができないと当初の段階で判断させていただきまして、高欄分を除いた形で当初の段階で発注をさせていただきました。そして、工事進捗、先ほど申し上げたとおり桁製作、架設も順調に進んで、工期的な余裕があると、予算も若干余裕があると、国からの内示もいただいているというようなことで、今回高欄の増工をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 内容的には阿部議員と同じ内容の、所管外でしたので内容がよく、全員協議会の中でも説明は受けたのですけれども、正式なところの内容がなかったので、阿部議員と同じく質問内容がかぶるところがありますけれども、この工期に関して約1,258万円ほどの予算追加となるわけですけれども、これは当初から設計が上がっていたものなのか、もしくは新しくこの設計を入れて工事を行うのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

当初設計、発注の段階では、高欄の工事については入ってございません。今回増工ということで、変更設計の中に高欄部分の設置工事、設置部分の項目が入って、変更金額が1,258万円増工ということになってございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 当初の予算には設計は入っていなかったということで今回増工ということだったので、工期が早くできたからやるとかなんとかというのは町民の皆さん分からないわけですが、要は補正が出たということしかなかなか分からないわけなのでありますので、私たちは説明を受けて分かってはおりますけれども、やはり町民の皆さんはまた補正かというふうなことになる、そういうこともありますので、やはり工事と工期と内容等はやっぱりしっかりと計画を持って、なかなか理解が得られるように行っていただければよろしいかなと思いますが、今後このようなことが多くなくなるようにしっかりと計画を持っていただければと思いますが、よろしくお願いします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

今回補正でなくて、当初の段階で予算は持っていたものでございます。当初から持っていたのです。高欄部分、当初外したいということで、その部分予算のほう余裕あったということで、その分工程的にも余裕あったので、今回予算の範囲内で追加をしたという内容でございます。ただ、工事の変更でございますけれども、私何十年も現場管理しましたけれども、まずほとんど、大なり小なり変更のない工事はないものと思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。3回目です。

2番（那須正幸君） 当初から外して、私のちょっと認識が薄かったのかと思いますので、その辺は了解いたしました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、私のほうから質問させていただきます。

先ほど答弁の中で私の名前も出てきたようですが、実は547回令和3年の6月議会で、この議第59号ということで契約の締結が提案になりまして、工期の延長ということがありましたが、令和4年の3月31日、末の契約で土門建設株式会社と1億7,160万円ですか、これで契約をしていると。そんな中で、一応変更あるかどうか聞いたわけなのですが、さっき答弁あったとおり、そのときもたしか高欄の工事が、考えていると、そういう答弁をいただきました。ただ、工期的な問題は、ちょっと説明私も理解していなかったのですが、基本的に既決の予算内で既決の契約を容認しているということで、それで自分なりに見ますと令和元年度、2年度、3年度、3か年で下部工事のほう終わって、今年橋桁がかかったわけですが。毎回のように変更の契約になりますと議会のほうで非常に質問が出たということですが、増減の率から自分なりに計算しますと、過去の2回の変更では11%増、今回は金額も大きかったわけなのですが、1,258万

700円ということで、変更率からいくと7.3%になっているわけです。ただ、決して私も地域生活課長を擁護するわけでもありませんが、私も経験上変更のない工事というのはないということは経験しております。少なからずあることはあると理解をしております。

それで、一応質問しようと思ったことが終わりましたので、この契約これで一通り終わるといような状況のようでございます。増減は、今後のこの橋桁工事、今ほぼ終わったわけなのですが、この橋梁の工事、ちょっと提案の趣旨離れるかもしれませんが、いつまで橋の工事というのは。来年度もあるのではたっけか。ちょっとここだけ確認をさせていただきたいのですが。供用開始の時期といいますか、橋の通行できる時期といいますか、それ分かれば質問させていただきます。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

現在の橋の進捗状況でございます。昨日も私現地のほうを確認してきました。現在は上部工、架設になりまして、床版の打設コンクリート施設終わってございまして、養生中でございます。コンクリートの強度を見ながら、今度は横締め入ってこようかと思っております。地覆の鉄筋加工組立ても終えておりまして、まだ型枠はできていませんでしたけれども、現場監督員に確認しましたら、できれば年内に地覆のコンクリート打設したいのだということをお話をいただいたところでございます。今後の供用開始の予定でございますけれども、来年度は両サイド取付けとなりますけれども、現道までのタッチ、両サイドありますけれども、取付け道路ありますけれども、両サイド、現道までのタッチする部分までの道路、盛土になりましようか、盛土で盛土工事すると。道路型を造っていくと。その後、令和5年度前後、既設道路、供用開始している道路まで全線、完成断面で工事を行って、5年度中には供用開始をしたいと。あわせて、その西側でございます畑西線も現在供用開始してございますけれども、工事中でございますけれども、畑西線の工事と広畑橋の工事、合わせて全線供用できればいいのかなということで計画をさせていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 一応来年度も工事が継続して、令和5年度の供用開始、畑西線でしたっけか、あれ含めてということで、特に分かりました。

一応この契約についてはよろしいと思うのですが、ちょっと今、後ほどの議案となりますが、農地の維持と後継者というようなことで、町づくりの政策提言も考えている状況にあるようです。その中で、この間町民と議会の懇談会ありました。その中の文書を拝見しますと、農地の荒廃とかいろいろ記載になっている部分ありました。私もあの中山間のほうの地域の圃場整備担当した経過もありますが、あれから約、60年で終わっていますので、かなりの年月になっております。そうしますと、やはり一つ広畑橋、畑西線を含めて非常に中山間区域につながる太いパイプができるのではないかと、そう考えておりますので、そういう提言も後ほどあると思います。ですから、このことが早く早期完成するよう願うところであります。

最後ちょっと意見的なことを申し上げましたが、私の質疑を終わります。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 先ほど令和5年で、もう2か年で完成断面、道路をつなげると、供用開始になりますと、畑西線と併せてとお話ししましたけれども、供用開始は畑西線と合うのですけれども、最



後に旧橋撤去ありますので、もう一年かかることとなりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思えます。

以上でございます。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第93号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋上部工工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第94号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） この町道は2本ありますけれども、路線名が道の駅というのが頭についていますとおり、今までさんざっぱら説明はありましたが、道の駅の利便に供するための、あるいは高速道路の出入りも含みますけれども、ということの町道であります。となると、普通一般に町民が生活のために通るといふ町道とは若干、若干というか、かなり違ってくる町道であります。私の認識なのですが、これは町長にお聞きします。一般質問ではありませんが、私としては質問必要だと思うので聞くのですけれども、この町道の話というのは子亀であって、親亀の上に乗っかっている話だと思うのです。では、親亀何かというと、PAT本体です。PAT本体の話が、だからこういう形になっているわけですね。そこを沿うようにして。町道自体が。

（何事か声あり）

5番（齋藤 武君） いや、両方です。南と北一緒になっていますので、この案件は。両方の話をしています。そう考えると、仮にPAT事業がうまくいかなかったという不幸なことが万が一あったとすると、何のためのこういう町道認定になったのかという話にもなるのではないかと思います。いろいろ町民の方にお話を聞きますと、一番心配しているのは、要するにPATお金大丈夫なのかと。資金計画まだ示されていない中で。そこら辺が見えない中で、道路の話だけ、町道認定だけが進んで、中身ができなかったらどうするのですかということと心配は当然だと思います。私は、そういう親亀の部分があつてのこの子亀の町道認定だと思っておりますので、やはり折に触れて、今回はその機会だと思いますので、親亀の部分の話は大丈夫なのかと、町道を生かすために親亀の話は大丈夫なのかということを確認したい。しつこ

いようですけれども、町民の方の中で話を聞くと、やはり心配なのはお金ということです。一説には20億円とか30億円と言われておりますが、我々に具体的な金額、あるいは資金の手だて、基金を積んでいるのは承知しておりますが、そもそも全体像が見えないわけですので、果たしてどうかという話は当然あります。ですので、親亀の、特に資金計画に関して順調に進んでいるかどうかをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今回の議案につきましては、いわゆる道路としてまず求める部分、そこをやっぱり町道に認定すること、そしてそれを一定の区域までは県から整備をしてもらい、県と交換して、そしてインターから、いわゆる高速に近い部分については、それは国から、国と交換する、国とインターを取っ替えることによって、まずは道路計画をつくる時町道にしなければならないということが優先的にありましたので、それで町としては一定の部分は国に買っていただく部分、そして一定の部分は県から高速道路のインターとして使う分という形で今の議案の提案になっているわけでありまして。議案から外れるのですけれども、パーキングエリアタウンに関しては今どんな形のものなのかについては、それぞれ今コンサルに委託をして、そして会議等も議会の代表も入る形で進めさせていただいております。高速道路ができました、だけれどもあとは通り過ぎられる町になってしまっていて、それでいいのでしょうかという形のほうが私は心配です。あれだけのにぎわい、そしてふらっとの売上げ見るとかなりの金額、それがやっぱり往来する人から利用させていただいて、そして発生しているわけです。私はよく、先を見通せばああいう休憩施設がない、準備しなかったところは、あとの道の駅は本当に地域の通勤の人しか通らない国道になってしまったところで、ほとんど地域の活性化には役に立っていないというようなところがやっぱり全国、今道の駅造っても必ずどこももうけるという、もうかる道の駅というのはそれは私はないと思っています。常にやっぱり先を見通しながら、地域の活性化を図りながら、どうしても必要だからこそ、そこにやっぱり鳥海山を誇りに思う、シンボルを持つ、そして一番景観のいいところにパーキングエリアを持ちたい、そんな思いで国ともかなり厳しい交渉を担当の職員は頑張ってきてくれたと思っています。それらをやっぱり、最初は無料の高速には何も要らないのだといった制度がそこにも造っていいということになりました。それから、国では最初都市計画つくったときは西側をインターとして使うのだという計画がありましたが、やっぱり交差点として、安全な交差点が本当に100メートルの3つも交差点、100メートルちょっとの間に3つも交差点あるところが、果たしてそれが適正な交差点になるものなのかと。それから、高速道路本線がやっぱり渋滞してしまうようなインターチェンジで、果たしてそれが夏のあのいっぱい人が通るとき今のふらっとでももう鳥海橋の先までつながってしまうというような形のときに、やっぱり新たな高速については多少の余裕を持った道路をしていかないと、事故とか渋滞とかいろんな可能性のあるところよりもなるべくそれらを最小化していく。そして、やっぱり秋田県とのゲートウェイの、遊佐という町の発信をやっぱりやらなければならないという形で進めているので、これから今私の仕事は多分基金をしっかりと積んで、それら等に事業に備えるということが非常に重要な役割になってくるのだと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 私が一番聞きたかったところ、資金繰りについては最後のところで触れていただいたと思います。その基金をしっかり積むのが仕事だということだったのですけれども、果たしてその基金を積むだけで足りるのかと。開業までそれほど間がないですから。20年、30年先であればまだしも、そうではないというところにおいて、基金だけで足りるのかというところがあります。

話はちょっと戻りますが、先ほどの補正予算、私も賛成しました。ですので、道の駅全体計画についてそれを否定するものではないのです。ただし、我々議員としては、やはり節目節目で本当に大丈夫なのかということを確認しながら進める必要があると。それは私たちの仕事だと思っております。そうしたときに、繰り返します、大事だと思いますので。この道型というのは明らかに道の駅を造る前提で、特に道の駅南線なんかまさにもうそのための道ですので、形からして、そうなったときに町民の皆さんから見てちゃんと、道はいいけれども、中もできるのでしょうかと。それは、今コンサルの方が入っているいろいろやっただきっているそのコンテンツの部分ありますし、あと物理的な部分、そこはそこで、最後はやっぱり先立つものがあるかないかという話になってくる。そこをやっぱり心配するのは当然だと思うのです。道の駅をうまくやってほしいからこそ、ちゃんとそこを手当てして進めてくださいという趣旨で聞いていますので、そこは別に難癖つけるということではないのです。当然のことで、大丈夫なのですかと、いいのですねということ聞いていますので、ぜひそういうことでお答えいただきたかったと思うのです。もう一回お願いできますか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） ですから、私は国土交通省、東北整備局の建政部等と一緒に指導をいただいておりますが、いわゆるPFIのやり方がいいのか、PPPのほうが、民間と一体的に造っていかないとやっぱり持ち出しはかなり多いのだなということを感じて、今東北のいわゆる首長会議でいろいろ話し合っているときのPPP、PFIを、民間活力を取り入れた形で何とかやりたいなと、そんな形の議論に、そして指導もいただいているところであります。やっぱり民間を大いに活用しながら、提案しながらという形で、全てが全部行政でやるということはやっぱりきついと思っています。ただ、1年に最低1億円ずつを積んでいこうという形で、今年度もまだ5,000万円しか積んでいませんが、3月まではもう5,000万円、やっとならばこれで3億円届くわけですし、それから1億円ずつしっかりと積んでいくことができれば何とか、全てを整えるということはきついかもかもしれません。だけれども、民間活力も活用しながら、東根市は学校までもPFIで造ったというような例も伺ったところでもあります。そして、実は職員も直接、現地にまだあまりコロナの関係で行っておりませんので、日本の最先端、どのような形で造っているかというのはやっぱり現地に行ってみないと、ネットだけ見たって多分きついのでしょうか、職員にはどんどん最先端まずは見て、感じて、そして次のためのやっぱり一番いい在り方等コンサルと一緒に提案してくれないかなということを実はお願いしているというのが現状でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。3問目です。

5 番（齋藤 武君） 1問目より町長から具体的な話をいただけたので、少しほっとしました。いろいろな形はあるにしても、民間活力を導入しながら進めていくやり方があるのではないかという話でした。恐らく来年の3月議会の予算のときにはそこら辺が本当に大きなテーマになるのかもしれない。とにかく、賛否は別としても、具体的なこういうやり方があるというものに基づいて私たちは議論をしたいと思いま

すので、ぜひそういうことでお願いしたいなというふうに思います。

終わります。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） ただいま町長答弁ありましたPPP、PFIの導入については推進委員会のほうで検討をしているわけですが、それが全てというわけではなくて、いろいろスケジュール感、スケジュール等もございます。令和5年度に開通する、令和8年度には全線開通、そこを目指しているわけですが、そのスケジュール感もありますので、事業手法等についてはその検討の中で進めていくこととなります。

あともう一つ、概算の事業費については、今現在、官民の調査をさせていただいている中で、具体的に施設規模等決めていく予定ですので、その施設の規模と、あと土木工事等も含めて概算費用を算出させていただき予定にしておりますので、それが結果が出次第お知らせしたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第94号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第11、発議第14号 遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第15号 まちづくり政策提言の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議 長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第16号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議 長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、遊佐町議会会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第552回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後5時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年12月10日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 阿 部 満 吉

遊佐町議会議員 高 橋 冠 治